

役員校等選考に関する申し合わせ事項

平成 3 年 1 月役員校選考ルール検討ワーキング委員会	確認
平成 6 年 4 月次期役員校選考委員会	改正
平成 10 年 4 月 27 日 次期役員校選考委員会	改正
2000 年 4 月 27 日 次期役員校選考委員会	改正
2006 年 4 月 21 日 次期役員校選考委員会	改正
2008 年 4 月 18 日 次期役員校選考委員会	改正
2010 年 4 月 16 日 次期役員校選考委員会	改正
2012 年 4 月 20 日 次期役員校選考委員会	改正
2015 年 1 月 23 日 2014 年度第 2 回東地区部会役員会	改正
2017 年 1 月 27 日 2016 年度第 2 回東地区部会役員会	改正
2018 年 1 月 26 日 2017 年度第 2 回東地区部会役員会	改正
2019 年 1 月 25 日 2018 年度第 2 回東地区部会役員会	改正
2021 年 1 月 22 日 2020 年度第 2 回東地区部会役員会	改正
2023 年 1 月 27 日 2022 年度第 2 回東地区部会役員会	改正 (2023 年 4 月 1 日施行)
2024 年 1 月 26 日 2023 年度第 2 回東地区部会役員会	改正
2025 年 1 月 24 日 2024 年度第 2 回東地区部会役員会	改正 (2025 年 4 月 1 日施行)

1. 確認事項

- (1) 以下は原則として平成 5 年度からの役員校選考から適用する。
- (2) 次期の役員候補校を選考することを目的として、東地区部会役員会のもとに次期役員校選考委員会（以下「委員会」）を設置する。なお、委員会では次期の候補校を選考すると同時に、さらに先の候補校についても検討することが望ましい。
- (3) 地区部会長校は、役員校選出の趣旨に則り、以下の選考基準により候補校を地区部会加盟校の中から選び、各候補校との間で協議するが、最終的選考は委員会に委ねられるものとする。
- (4) 指名された加盟校は、委員会の最終選考に対し、原則として、異議の申し立てをしないものとする。

2. 役員校等選考基準

- (1) 委員会は、協会会則第 11 条に基づいて次期の私立大学図書館協会地区部会長校、監事校のほか理事校 3 校（以下「次期役員校」）を選考する。
また、同時に、次期役員校の初期活動を支援するため、会長校の要請に応じ、協会の委員会委員についても選考し、推薦する。
さらに、総会当番校および地区部会総会・地区部会研究講演会開催校を選考し、推薦するものとする。
- (2) 次期役員校の選考にあたって、役員会の開催に際してその時間・経費等の節減を配慮し、原則として、東京都区内もしくはその周辺に所在する加盟校の中から選出する。ただし、(9)に記載した「地区ブロック選出理事校」については、この限りではない。

以下の選考基準は、平成 6 年 4 月 27 日の委員会で確認された。

- (3) 「役員校等選考に関する申し合わせ事項」（1992.3）を選考基準とし、一部、見直しを図る。
- (4) 原則として役員校はここ 5 期経験していない大学から選考する。

- (5) 総会の当番校担当の負担を考慮する。
- (6) 会長校は、大規模校から選考する。
- (7) 役員候補校のうち、会長校・地区部会長校・研究部担当理事校については、原則として候補校とその担当を確定させる。
- (8) 理事校2校の候補校は、可能なかぎり役員未経験校から選考する。

以下の選考基準は、2014年6月14日開催の東地区部会総会で承認され、2015年度から適用することとした。

- (9) 理事校1校は東京近郊（東京、神奈川、埼玉、千葉）以外の道県を4つに分けた地区ブロックからローテーションで選考する。地区ブロックの分け方は以下のとおり。

Aブロック：北海道

Bブロック：青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島

Cブロック：群馬、栃木、茨城

Dブロック：新潟、山梨、長野、静岡

なお、地区ブロック選出理事校は、原則として図書館専任職員が3名以上いる大学から選考する。

3. 選考対象一覧（協会役員校、総会当番校、地区部会総会・地区部会研究講演会開催校、各種委員） ＜協会役員校＞

役員校名	選考基準および留意事項
会長校	申し合わせの「選考基準」により担当任務を遂行できる大学を選考する。 (1期ごとに東西地区から交替で選出する)
地区部会長校	申し合わせの「選考基準」により担当任務を遂行できる大学を選考する。
理事校 研究部担当	申し合わせの「選考基準」により担当任務を遂行できる大学を選考する。
理事校 研修・会報担当	申し合わせの「選考基準」により担当任務を遂行できる大学を選考する。 (会長校が西地区加盟校から選出される場合には会報担当事務は無い。研究部においては研修担当)
理事校 地区ブロック選出	東京近郊（東京、神奈川、埼玉、千葉）以外の道県を4つに分けた地区ブロックからローテーションで選出する。(Aブロック：北海道 Bブロック：青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島 Cブロック：群馬、栃木、茨城 Dブロック：新潟、山梨、長野、静岡) 図書館専任職員が3名以上いる大学を選考する。
監事校	前会長校、もしくは前地区部会長校が就任する。

※協会会則改正[2024年9月4日一部改正/2025年4月1日施行]に伴う理事校数減（4校→3校）の経緯

2023年度より、研究部業務のスリム化により理事校の担当業務「分科会更新担当」と「分科会月例担当」を統合し「分科会更新・会報・月例担当」とし、改正前の協会会則第12条に定められた理事校数6校（部会長校、監事校を含む）を満たすため、担当業務を持たない理事校1校を選出。その後、2023年度第1回東西合同役員会懇談事項にて、東地区部会の理事役割の統合による理事校数削減と、それに伴う協会会則の改正を提案。また、担当名称を業務実態に即した「研修・会報担当」に変更した。（2023年度東地区部会総会承認）

2025年度より、協会会則改正後の第11条にて理事校数の定数が変更されたことを受けて（2024年度総会承認）、担当業務を持たない理事校1校の削減が可能になり選出は不要となった。

<東地区部会研究部関係>

委員会名	選考基準および留意事項
研究部運営委員会 (個人委嘱)	研究部理事1名は、研究部担当理事校から選出し、推薦する。 運営委員9名のうち、2名は地区部会役員校から各1名を選出する。 その他7名は他の加盟校から選出し推薦する。

※2025年度現在の研究部運営委員会は、役員校枠として部会長校、研修・会報担当理事校、加盟校枠として次期研究部担当理事校、前期研究部担当理事校、前期部会長校、常任校早稲田大学、常任校慶應義塾大学、常任校明治大学、常任校中央大学から選出することとなっている。なお、常任校が役員校を担当することとなった際、役員校枠および役員終了後の加盟校枠の運営委員会の担当者は、それぞれ担当者を選出することも、兼務することも当該校の判断により可能とする。

<開催校>

役割名	選考基準および留意事項
総会当番校	開催地は、東西地区連続2年（東・東・西・西・東・東・西・西）で交替する。総会当番校の負担を考慮し、担当任務を遂行できる大学を選考する。
地区部会総会・地区部会研究講演会開催校	地区部会総会・地区部会研究講演会会場は、その負担を考慮し、担当任務を遂行できる大学を選考する。
地区部会総会・地区部会研究講演会サポート校	地区部会総会・地区部会研究講演会は、その負担を考慮し、担当任務をサポートする大学を複数選考できる。

<協会委員会>

委員会名	選考基準および留意事項
協会賞審査委員会 (個人委嘱)	前委員が適任者を次期委員として推薦する方法を原則とする。ただし、前委員が適任者を推薦することができない場合は、所属地区協議会理事校（西地区）、東西地区部会長校、会長校、協会賞審査委員長が協力して適任者を人選する。また、現委員に対する次期への継続確認は、東西地区部会長校が協会賞審査委員長に事前連絡のうえ行う。 (協会賞審査委員会委員選任に関する申し合わせより)
研究助成委員会 (個人委嘱)	会長校、次期会長校、東西地区部会長校、次期東西地区部会長校、次期東地区部会研究部担当理事校、西地区部会理事校の8大学から各1名選出する。 (私立大学図書館協会 研究助成委員会委員選出ローテーションより)

国際図書館協力委員会 (個人委嘱)	東西地区から各3大学を選出する。東地区は、第1枠：早慶ローテーション、第2枠：委員校【注1】、第3枠：東地区部会長校から選出する。委員長は東西のローテーションで選出し、会長校が委嘱する。 (私立大学図書館協会国際図書館協力委員会委員 選出についての申し合わせより)
----------------------	---

※委員は地区部会長校の推薦に基づいて、会長校が委嘱する。

【注1】2019-2020年度=A 明治大学、2021-2022年度=B 立教大学、2023-2024年度=C 法政大学
第2枠の2025年度-2026年度以降の選定は、「A明治大学・B立教大学・C法政大学のローテーションとする。」ただし、下記条件付きとする。

2030年度の2サイクル終了まで、明治大学、立教大学、法政大学の3大学で第2枠を担当する。

2019-2024年度1サイクル目を経験してしてから、2025年度に再度3大学で新規追加大学の要否を検討する。(2022年度第1回東西合同役員会で承認)

<協会関連団体>

委員会名	選考基準および留意事項
国公立大学図書館協力委員会 委員館	私立大学図書館協会から6校 (慶應義塾大学、早稲田大学および東西地区から各2校) なお、委員長館は国・公・私・国・私の順で1年交替で就任する
国公立大学図書館協力委員会 『大学図書館研究』 編集委員会 (個人委嘱)	私立大学図書館協会から委員6名 原則として東地区部会委員4名
国公立大学図書館協力委員会 大学図書館著作権検討委員会	
国公立大学図書館協力委員会 シンポジウム企画・運営委員会	
Web サイト運用チーム	私立大学図書館協会から、会長校が担当する
国公立大学図書館協力委員会/国立情報学研究所 これからの学術情報システム構築検討委員会	東地区から1名、西地区から1名
日本図書館協会 代議員	私立大学図書館協会から会長校、東西地区部会長校

日本図書館協会 大学図書館部会 施設会員委員	委員館（国公立大学図書館協力委員会常任幹事館）が担う 部会長校は国公立大学図書館協力委員長館が分担する
日本図書館協会 図書館年鑑編集委員	私立大学図書館協会から、会長校（役職者）が担当する

※協会関連団体の委員館および委員は、会長校が推薦する。

※「大学図書館協力ニュース」：2017年3月末日をもって終了

※「GIFプロジェクトチーム」：2018年3月末日をもって終了

※「研修のあり方に関するワーキング・グループ」：2015年1月～12月まで期間限定で設置

※「国公立大学図書館協力委員会 大学図書館著作権検討委員会ワーキング・グループ」
：2020年3月末日をもって終了

※「協会ホームページ委員会」：2021年3月末日をもって終了

※「国公立大学図書館協力委員会と国立国会図書館との連携に係る検討会議」：

2021年12月～2022年12月